

地域資源を活用した 新たなビジネス創出に向けた提案



平成27年7月

提案者：山口県、周南市、(株)トクヤマ徳山製造所、東ソー(株)南陽事業所、
出光興産(株)徳山事業所、(株)トクヤマロジスティクス、長府工産(株)

地域資源を活用した新たなビジネス創出特区

～小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギーの活用～

- ・日常生活支援機能等を拠点化した基幹的集落を中心とするネットワーク圏を形成し、近隣の中心都市と連携しながら、地域産業振興と人口定住促進を図る山口版「小さな拠点」となる「やまぐち元気生活圏」を支え、活力を与えるため、地域資源を活用した新たなビジネスを創出・誘致する。
- ・また、山口県オリジナルの支援スキームのもと、中山間地域等における女性の創業を促進するとともに、新たなビジネス創出の主役となる中小ベンチャー企業の事業承継を独自の手法で円滑化する。
- ・さらに、高純度で日本有数の生成量を誇る副生水素を活用した新たな産業創出と地域づくりを進め、先進的なモデルを構築し、全国への水平展開により水素エネルギー社会の加速化につなげていく。

1 中山間地域における地域資源を活用した新たなビジネスの創出・誘致

● 農業分野の新たなビジネス展開

- ・ 農業協同組合法の特例措置

● 地域コミュニティ組織によるビジネスの創出

- ・ 旅行業法の特例措置
- ・ 農家レストランの設置
- ・ 旅館業法の特例措置
- ・ NPO法人設立の迅速化

● ビジネス誘致による移住者と雇用の創出

- ・ 補助金適正化法の特例措置
- ・ 旅行業法の特例措置

2 女性創業によるビジネスの創出

● 金融機関の女性創業支援会社への参画促進

- ・ 銀行法の特例措置

● 女性の農家レストラン等の開業促進

- ・ 農家レストランの設置

4 副生水素利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成 ◎水素エネルギー社会の加速化

● 副生水素のコンビナート間の融通

- ・ 水素ガス融通に係るガス事業法の特例措置

● 水素利用のためのパイプラインの設置

● 「純水素ボイラー型貯湯ユニット」の開発

- ・ 日本工業規格の制定

● 燃料電池フォークリフトの利用促進

- ・ 道路交通法等の規制緩和

● 液化水素輸送コンテナを活用した海上輸送等の実施

- ・ 海上輸送基準の早期制定

- ・ 道路法の規制緩和

3 中小・ベンチャー企業の事業承継促進

● 証券会社の第三者割当増資の引き受け

- ・ 中小企業投資育成会社法の対象拡大

地域資源を活用した
新たなビジネス創出

1 中山間地域「やまぐち元気生活圏」づくりの推進

中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創るため、基幹的集落を中心とする複数集落で構成し、日常生活支援機能等を拠点化、ネットワーク化した、「基礎生活圏」を形成するとともに、近隣の中心都市とも連携しながら、基礎生活圏を核とした地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、「やまぐち元気生活圏」づくりを推進。

《基幹的集落を中心とする複数集落のネットワーク圏》

やまぐち元気生活圏（基礎生活圏） （旧小学校区等の単位）

基幹的集落 （総合サービス拠点）

地域コミュニティ組織による地域運営・地域経営

《機能・サービスの拠点化の推進》

- 拠点施設の設置・運営、生活支援サービスの実施
- 高齢者見守りネットワークの構築・運営
- 防災対策、鳥獣被害防止対策、空き家対策の取組 等



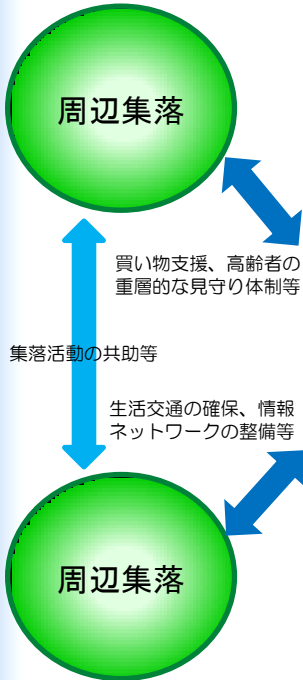
《集落間のネットワークの強化》

- 生活交通ネットワーク（デマンド型交通等）の運営
- 周辺集落への移動販売の実施
- ICTを活用した情報ネットワークの構築 等

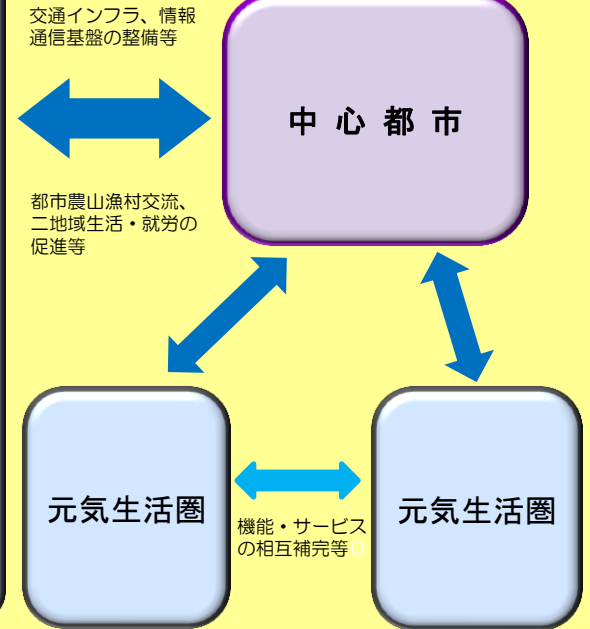


《新たなビジネスづくりの推進》

- 地域産品の加工販売、集出荷の仕組みづくり
- 地域資源を活かした6次産業化の取組
- 都市との交流の拡大による観光・交流産業の育成
- 新たな定住者の起業支援、事業者誘致 等



《都市近接の特性を活かした中心都市との連携》



安心して住み続けることのできる生活環境の整備

地域経済の活性化と雇用創出、組織の財政安定

都市圏からの移住・定住の促進、新たな担い手の確保

中山間地域の未利用資源を活用したビジネスの創出

1 中山間地域の基幹産業である農業分野の新たなビジネス展開の促進

集落営農法人や集落営農法人連合体が、生活支援サービス業(簡易な災害復旧事業、直売、高齢者移送等)や農家レストラン・農家民宿の経営を実施することにより、収益拡大を通じた雇用力の強化と地域住民の日常生活支確サービスの確保を図る。

2 中山間地域の資源や特性を活かした付加価値の高いツーリズムによる交流ビジネスの創出

50カ所を超える温泉や多彩で新鮮な食材などを生かした宿泊・体験プログラム等の提供などにより、時代のニーズに合った付加価値の高いツーリズム(ヘルスツーリズム、スロートーリズムなど)のビジネス展開を促進し、交流人口の拡大等を図る。

3 元気生活圏を支える地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出

地域コミュニティ組織等による、地域資源を活用した着地型の体験型旅行の企画・販売や旅館業などの交流ビジネスの実施、農家レストラン・特産品販売所の経営、暮らし体験ツアーの企画・実施などの移住促進ビジネスの実施を促進し、持続可能な活動のための運営基盤の強化を図り、住民主体による地域における課題の解決を促進する。

経済的社会的効果

1 集落営農法人の収益拡大を通じた雇用力の強化、地域住民の日常生活環境整備の促進

2 小さなヘルスケアビジネスモデルの創出、湯治客の長期滞在化による経済効果の拡大や、観光客や住民向けの健康づくりの促進、交流人口の拡大

3 生活圏における基幹的集落の運営・経営を行う地域コミュニティ組織の育成、持続可能な活動のための運営基盤の強化による住民主体の課題の解決促進、空き家利活用の促進、移住の促進

規制の内容・提案内容

◇農事組合法人が実施できる事業は、農業協同組合法により、農業関連事業に限定(農業協同組合法第72条の8)

→農業協同組合法の特例により生活支援サービスの提供を実施可能な付帯事業とする

◇農家レストランは農用地区域内においては、農地転用許可の制限等により設置困難(農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号)

→集落営農法人や地域コミュニティ組織が地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランについて、農用地区域に設置できるよう要件緩和する

◇農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例については、農林漁業者が営む場合に限られており、地域コミュニティ組織や農事組合法人については当該特例が非適用となるため、客室面積33㎡未満の農林漁民宿の開業ができない(旅館業法施行規則第5条)

→法人化している地域コミュニティ組織や農事組合法人等が農林漁業体験民宿業を営む場合についても、農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例を適用

◇受入地域協議会や地域コミュニティ組織等が、体験型旅行に係る企画募集や、宿泊、交通の手配を行う場合、移住促進に向けた暮らし体験ツアーを企画募集する場合に、旅行業者の登録が必要となり、旅行業務取扱管理者設置や営業保証金の供託などを行わなければならない(旅行業法第3条、第7条、第11条の2)

→法人化している地域コミュニティ組織等が、A.当該組織の構成員である宿泊業者や旅客自動車運送事業者の宿泊施設、運送機関を利用した少人数の体験型旅行の企画募集等を行う場合、又はB.移住促進を目的として行う暮らし体験ツアー等の企画募集等を行う場合は、①旅行業法の適用除外とする 又は②旅行業法における「旅行業務取扱管理者の設置要件」「基準財産要件」「営業保証金の供託」については、適用除外とする

※域内の少額な旅行企画に限定し、かつ地域で責任を担保する体制を構築することにより、消費者保護を図る

中山間地域の資源を活用したビジネス誘致

○ 中山間地域へのビジネス誘致による移住者と雇用の創出

高速通信基盤が整備された地域の廃校や古民家などの遊休施設等にICT関連企業のサテライトオフィスやテレワークを行う企業等を誘致することにより、若者の移住者を呼び込むとともに、誘致企業による地元雇用や新たな取引を通じたビジネスの創出・拡大などにつなげ、新しい集落活性化のモデルを構築する。

経済的社会的効果

- ・若者を中心とするUJIターン者の増加
- ・若者や女性の雇用の場の創出
- ・テレワーク等の新しい働き方の普及・浸透を通じた若者・女性の定住
- ・多様な人材の交流による新たな事業・サービスの創出
- ・廃校や古民家などの遊休施設の利活用の促進
- ・新しい集落活性化モデルの構築

規制の内容・提案内容

- ◇国の補助金等を活用して建設された廃校等の公共施設を誘致事業者の利用に供する際には、補助金等適正化法に基づき、転用の手続きやこれに伴う補助金の返還などが必要となることが多い(補助金適正化法第22条)
 - 市町と地域コミュニティ組織(NPO等)の合意の下に作成された地域の将来計画等に廃校等の遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、廃校となった公立小中学校施設の財産処分において、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①大臣への承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積み立てを不要とする
 - ◇サテライトオフィスの誘致活動を行うために、首都圏と山口県内の両方で活動を行うNPO法人を設立することとしているが、認証までに時間がかかる(特定非営利活動促進法第10条第2項)
 - 地域コミュニティ組織等がNPO法人化する場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮
 - ◇誘致活動を行うNPO法人が、視察ツアー等の企画募集する場合、旅行業者の登録が必要となり、旅行業務取扱管理者設置や営業保証金の供託などを行わなければならない(旅行業法第3条、第7条、第11条の2)
 - 誘致活動を行うNPO法人が視察ツアー等の企画募集等を行う場合は、①旅行業法の適用除外とする 又は ②旅行業法における「旅行業務取扱管理者の設置要件」「基準財産要件」「営業保証金の供託」については、適用除外とする
- ※域内の少額な旅行企画に限定し、かつ地域で責任を担保する体制を構築することにより、消費者保護を図る

② 女性創業によるビジネスの創出 (女性創業応援やまぐち(株))

女性創業者の円滑な事業立ち上げを支援するため、「創業応援会社」を県・金融機関・民間企業が設立し、事業資金の提供やコンサルティング、与信力の付与を行い、創業後の経営の安定化を図る。

・女性創業セミナー受講生等が有する独自のビジネスプランの提案を受け、その提案事業を委託することにより、会社(営業)目線での助言、販路開拓等の支援を通じ、確実に創業へ繋げていく。

県・地元金融機関・民間企業が連携して女性創業の立ち上がりをサポート

(県50%、金融機関18.8%、
地元企業 31.2%)

山口県からの県外流出
3,647人(2014年)
(男1,387人、**女2,260人**)
特に若年女性の流出が多い

「女性創業応援やまぐち(株)」事業概要

～ 創業へのステップアップ ～

■ Stage I (ホップ)

「女性創業セミナー WITTY」
事業計画書の作成、与信力の付与



■ Stage II (ステップ)

創業応援会社
(バーチャルインキュベーション)
▶ 委託契約による事業計画実現支援



(ジャンプ) ■ Stage III

独立



県補助
・地元金融機関
・中核的支援機関

出資
事業提案
事業委託
創業者 ← 創業者 ← 創業者

【創業時の課題】

- ・取引上の信用不足
- ・資金不足
- ・経営等のノウハウ不足

【課題の対応策】

- ・与信力のある会社を背景にした支援
- ・業務委託による資金調達への支援
- ・専門家のサポート、ネットワークの構築

女性創業によるビジネスの創出

1 金融機関の女性創業支援会社への参画促進

全国に先駆けて設立した「女性創業応援やまぐち株」の今後の旺盛な資金需要への対応や金融機関の積極的な参画促進により、女性創業支援機能を更に強化する。

2 女性創業応援やまぐち株の円滑な事業運営 ※新たな提案事項

「女性創業応援やまぐち株」が女性創業希望者から提案されたビジネスプランを委託する際の手続きの簡素化等により、女性創業支援を迅速かつ円滑に進める。

3 女性の「農家レストラン」「農家民宿」の開業の促進

多くの女性創業希望者が事業化を望む「農家レストラン」等への女性の事業参入の加速化を図る。

経済的社会的効果

- 1 銀行からの増資が可能となることにより、本県独自の創業支援の強化と民間主導の持続可能なスキームへの移行が可能
- 2 本県独自の女性創業支援の円滑化等による女性創業の促進
- 3 女性の活躍促進、ビジネスモデルの多様化(隣接農地で採れた野菜を活用した食の提供等)、女性の農業参入を通じた、「半農半X型」定住・移住の促進

規制の内容・提案内容

◇銀行法による金融機関が一般事業会社の議決権の5%を超えて取得し、又は保有することの禁止規定(5%ルール)があることにより、金融機関の出資に制約(銀行法第16条の3)

→現行の議決権の取得の制限を緩和し、女性創業支援会社に関しては、金融機関による5%以上の議決権取得を認める

◇創業支援会社が委託を行う際に、受託者が実施する事業によっては、当該事業に必要な免許や許可等を会社が取得することが必要とされる。また法人登記に当たり、様々な事業を委託することを前提に、会社の目的は「女性起業支援事業」としているにも関わらず、免許や許可等の取得に際して、法人登記の「目的」に当該事業の記載が求められる場合がある

→女性創業応援やまぐち株の設立趣旨(インキュベーション支援)に鑑み、同社は実質的な事業執行主体ではないことから、実質的な事業執行主体である受託者が免許や許可等を取得すれば足りる、みなし規定の適用

◇農家レストランは、農用地域内においては、農地転用許可の制限等により創業困難(農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号)

→女性創業者が地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランを開業する場合について、農用地域に設置できるよう要件緩和する

3

新たなビジネス創出の主役となる 中小・ベンチャー企業の事業承継促進

新たなビジネス創出の主役となる中小・ベンチャー企業の事業承継を促進し、会社の後継者の負担を軽減し、経営の安定化を図る。

○ 証券会社による第三者割当増資の引き受けによる円滑な事業承継促進

中小企業投資育成会社に認められている、内部備蓄、含み益を株価に反映しない引受株価算定方式を一般の証券会社に適用することにより、低い株価による第三者割当増資が可能となり、これを証券会社が友好保有することにより、会社の後継者の税負担を軽減しながら、必要な議決権を確保した上で、安定的な経営を行うことを可能とする。

事業の実施内容

経済的社会的効果

- ・ 経営者の世代交代を促進し、若手経営者の思い切った経営革新により、新たなビジネス創出や経営革新を促進
- ・ 事業継承不安を解消することにより、新たなビジネス創出のための投資を促進

規制の内容・提案内容

◇ 中小企業投資育成会社だけに限定されているため、身近な地域において制度活用を可能とすることが必要(中小企業投資育成株式会社法)

→ 中小企業投資育成株式会社法の直接改正とはならないが、同法の適用を受けている3会社のみ認められている引受株価算定方式を、友好保有等一定の条件の下に一般の証券会社に適用

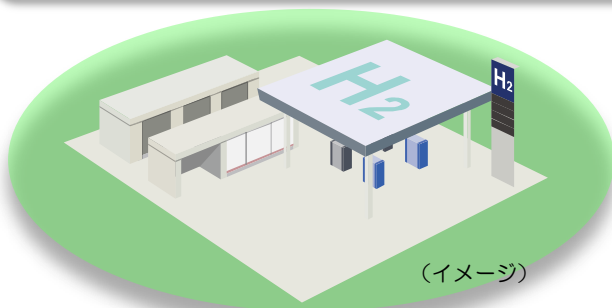
4 副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成。水素エネルギー社会の加速化

全国トップクラスの大量かつ高純度の水素を生成するという本県の強みを活かし、水素供給インフラの整備や、水素関連製品の研究開発・事業化を促進するとともに、水素ステーションを核とするまちづくりモデルの全県展開を図ることとしている。

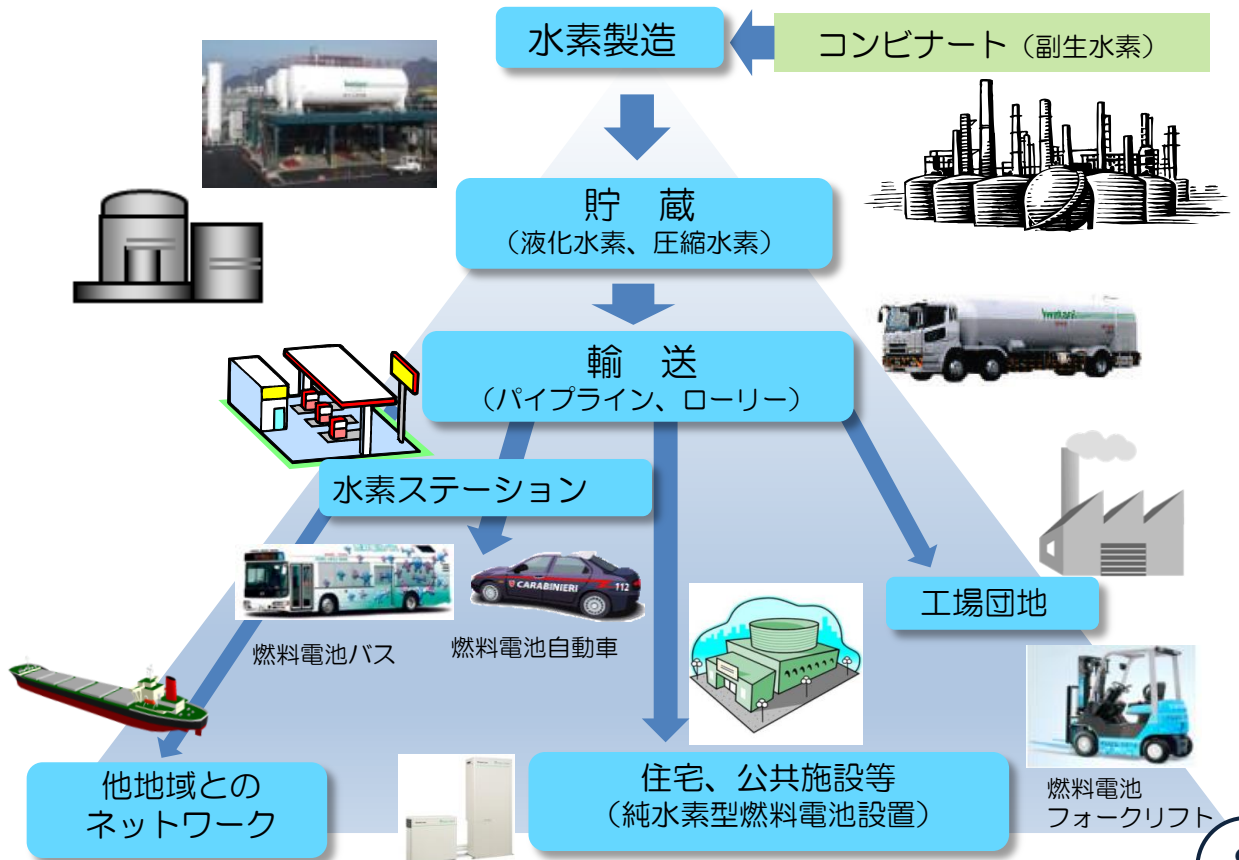
こうした取組を進めていくため、周南コンビナートに立地する苛性ソーダ工場(食塩電解工場)から発生する、高純度な副生水素を回収し、地域で多面的に利用するとともに、当該水素を広域に輸送して利用する。これらの取組を通じて、製造から利用における各段階において、低炭素かつコスト的にも優位な技術を採用することにより、全国各地の苛性ソーダ立地工場エリアにおいて適用可能なモデルとして、他地域への普及を促進する。



液化水素ステーション設置予定地
(本年8月運用開始予定)



<水素サプライチェーン (イメージ)>



副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成 水素エネルギー社会の加速化①

1 高純度副生水素の回収及びコンビナート間の融通

山口県の周南コンビナートに立地する苛性ソーダ工場(食塩電解工場)から発生する、高純度な副生水素を効率的に回収・利活用するため、企業間をつなぐパイプラインを設置する。

2 水素を地域に供給・利活用するためのパイプラインの設置

コンビナート企業や、水素ステーションを起点として、公共施設や住宅など周辺地域まで水素ガスを供給するためのパイプラインを設置する。

3 「純水素型燃料電池システム」に組み込まれる「純水素ボイラー型貯湯ユニット」の開発

県内企業と県外企業の連携による水素を有効活用できる世界初の「純水素型燃料電池システム」の開発と、県内企業による、そこに組み込まれる世界初となる「純水素ボイラー型貯湯ユニット」の開発を促進する。

4 燃料電池フォークリフトの利用促進

燃料電池フォークリフト公道走行を可能にし、水素ステーションの有効活用、燃料電池フォークリフトの普及促進を図る。

5 液化水素輸送コンテナを活用した海上輸送等の実施

大量かつ高純度の副生水素を全国各地に効率的・安価に輸送し、他地域における水素エネルギーの利活用を促進するため、山口リキッドハイドロジェン(株)の液化水素製造工場で液化した水素を輸送コンテナで、周南市(徳山下松港)から全国各地に輸送(海上輸送及び陸上輸送)する。

経済的社会的効果

【副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成】

- ・水素ステーションを核とするまちづくりと水素を活用した新たなビジネスづくりの促進
- ・4大都市圏以外の先進的なモデルとなるサプライチェーン(インフラとなるパイプラインの整備、純水素型燃料電池の普及促進、水素の広域輸送など)の構築
- ・全国の苛性ソーダ工場立地エリアで適用可能なモデルとして水平展開
- ・「東京オリンピック・パラリンピック」を契機とする水素エネルギー社会の加速化を図ることが可能

【水素エネルギー社会の加速化】

- ・コンビナート企業から発生する大量かつ高純度の副生水素を液化し、全国各地に輸送することによって、水素エネルギー社会の到来を加速化

副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成 水素エネルギー社会の加速化②

規制の内容・提案内容

◇ガス事業法では大口ガス事業としての届け出が必要《企業間の水素ガス融通が困難》(ガス事業法第2条第7項、第37条の7の4、第37条の9、第38条、施行規則第4条)

→融通企業同士が水素エネルギー利用に係る契約を締結し責任を明確にすることで「密接な関係」とみなして届け出が不要な「特定供給」により企業間の水素ガス融通を可能にする

◇水素パイプライン敷設に対する技術基準がないため、敷設に当たっては、独自の水素漏えい防止対策等が必要

→パイプライン設置のための早期の技術基準の制定

◇「純水素ボイラー型貯湯ユニット」について現行の家庭用ガス温水機器に準じた日本工業規格がない(工業標準化法)

→現行の家庭用ガス温水機器に準じた日本工業規格の制定(家庭等への普及促進を図るためには、JIS認証による安全性の担保が必要)

◇燃料電池フォークリフトの公道走行については、道路運送車両法(車両登録・車検)、自動車損害賠償保障法(自賠責保険)道路交通法(運転免許)により、現行法では一定の要件を満たすことが必要(道路運送車両法第4条、第58条(車両登録・車検)、自動車損害賠償保障法第5条(自賠責保険)、道路交通法第85条(運転免許))

→水素ステーション立地予定地の隣接地には、フォークリフトを使用している企業団地が存在している。当該水素ステーションにおいて、水素を充填できるよう、走行エリア・走行目的等を限定した許可や、仮プレートの交付等の規制緩和により、①自動車登録をしていない、②自動車検査証の交付を受けていない、③自賠責保険に加入していない燃料電池フォークリフトについて、運転免許の交付を受けない状態で公道走行を可能にする。

※安全を担保する代替措置等:フォークリフトの公道走行を行う場合には、フォークリフトの講習を受けた者、フォークリフト運転歴などを踏まえ、フォークリフトの運転に熟知した者が対応する

◇液化水素の海上輸送に係る基準がない(船舶安全法)

→液化水素の陸上輸送に準じた新たな基準の早期制定

◇液化水素の陸上輸送を実施する場合の長大トンネル(5,000m以上)の通行規制(道路法第46条第3項)

→長大トンネルの通行規制の緩和